

2023年12月12日
医療法人社団めぐみ会
理事長 田村 豊

福利厚生制度の拡充について 【 奨学金返還支援（代理返還）制度導入のお知らせ 】

このたび医療法人社団めぐみ会では、2024年1月より、奨学金を自ら返還している職員の経済的および心理的負担の軽減を目的に、当法人が奨学金の全額または一部を代理で返還する制度を導入します。

現在、何等かの奨学金制度を利用されている大学生は5割程度とも言われていますが、一方でこの返済については、社会に出て間もない新卒者や若手職員にとって、特に大きな負担となります。

本支援制度を通じ、各々の充実した私生活実現を支援し、そうして得た活力をもって職場で活躍して頂きたいと考えています。

ワークライフバランスの充実は、企業側の環境整備と働く人双方の努力が伴って成し得るものであり、これからも私たちめぐみ会は、働き方の整備と共に働く人への支援を推進して参ります。

以 上

奨学金返還支援（代理返還）制度概要

支援対象者：(1) 新規学卒で採用された者、または途中で採用された事務系総合職
(2) 週30時間以上の雇用契約を取り交わしている者
(3) 対象職員が、現に奨学金を返済中であること。

支援額：月額15,000円を上限に、返済金額の全額または一部を直接債権者へ代理返還する。なお、1ヶ月以上の長期休暇が見込まれる場合は、復職時まで代理返還を中止する。

支援期間：支援期間は、入職の月から最大で10年間を上限とする。

【本件お問合せ先】職員人事部（TEL042-311-2250）